

船橋市の災害医療対策 (概要版)

令和 4 年 1 2 月

Ver. 1

章	構成	内 容	
第1章	基本事項	1	目的及び位置づけ
		2	適用基準
		3	災害時フェーズ区分の考え方
		4	災害時の医療救護体制の概要
第2章	千葉県と船橋市の役割分担	1	千葉県と船橋市の関係
		2	船橋市災害対策本部と 船橋市災害医療対策本部の関係
		3	船橋市災害医療対策本部
		4	関係機関・団体等の主な役割
第3章	災害医療対策本部の活動	1	災害医療対策本部 組織図
		2	活動内容
		3	情報収集と伝達
		4	医療従事者の確保
		5	病院前救護所の設置・運営
		6	医療機能の維持
		7	医療救護チーム等の派遣要請と配置 調整
		8	保健活動支援拠点の開設・運営

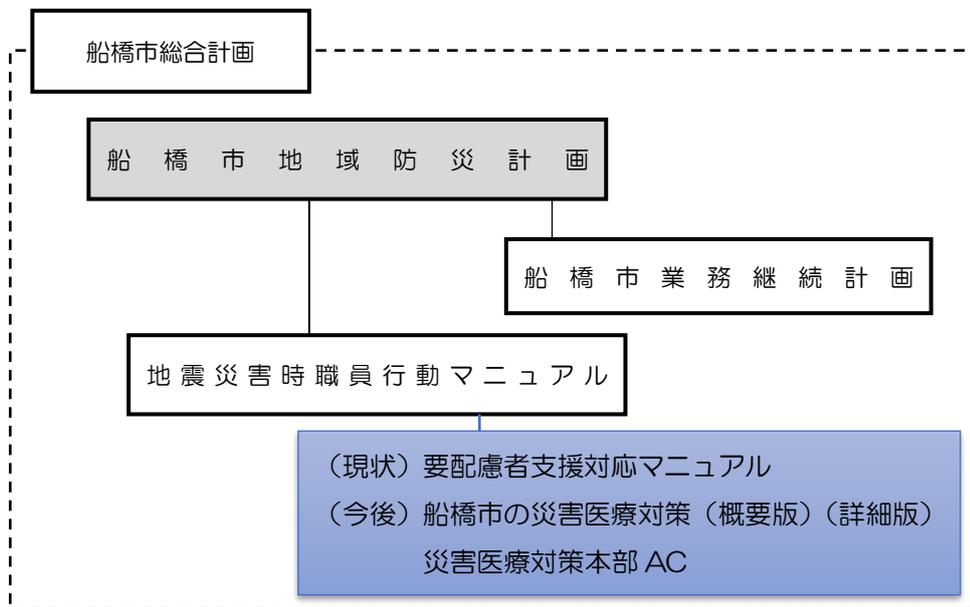
第1章 基本事項

1. 目的及び位置づけ

船橋市では、災害時に以下の図のような、「船橋市地域防災計画」、「地震災害時職員行動マニュアル」、「要配慮者支援対応マニュアル」に基づき災害対応を行うこととなります。

計画、マニュアルと言うと分厚い冊子が多く、日々忙しい業務をこなす中、更に大きな業務が・・・との意見に応えるため、災害時には、「この冊子ひとつを持てば対応可能」というスローガンを基に作成しました。

この冊子からまず全体のイメージを掴み、自課で担当する業務については、更に実際に動けるマニュアルとなるよう、本マニュアルを保健所全体で育てていきましょう。



2. 適用基準

船橋市において、保健所長は、市が災害対策本部（非常第2配備）を設置したとき、または災害医療対策本部の参集基準（震度5強以上）に係る災害発生時には、災害医療対策本部員及び第1・第2災害医療対策班とともに、速やかに保健福祉センター2階に災害医療対策本部を設置する。本マニュアルについては、「災害医療対策本部」設置時に適用される。

3. 災害時フェーズ区分の考え方

(1)フェーズ区分

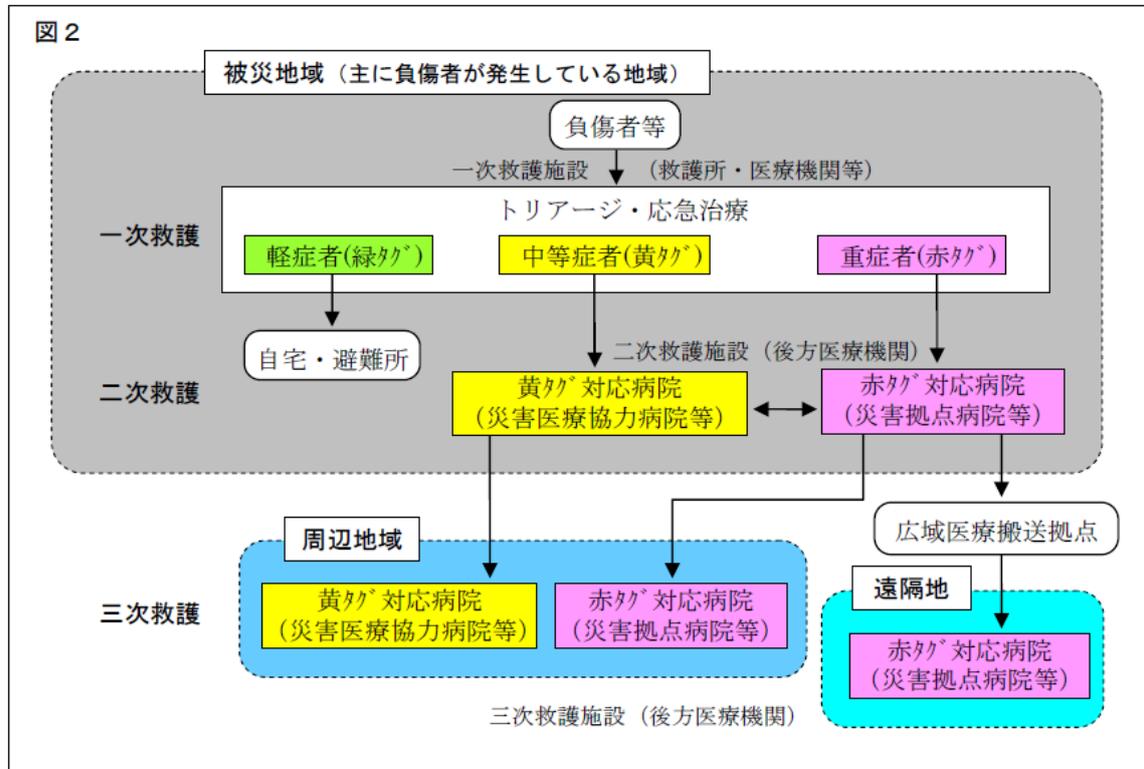
発災直後から中長期までのフェーズ（時期）を6区分とし、各区分での状況を示す。

【フェーズ区分の想定期間と状況】

	区分	想定期間	状況
0	発災直後	発災～6時間	・建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況。
1	超急性期	48時間まで	・救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況。
2	急性期	1週間程度まで	・被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況。
3	亜急性期	1か月程度まで	・地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況。
4	慢性期	3か月程度まで	・避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況。
5	中長期	3か月程度以降	・避難所等がほぼ閉鎖されて、地域の医療機関で通常診療がほぼ再開している状況。

4. 災害時の医療救護体制の概要

(1) 千葉県の体制

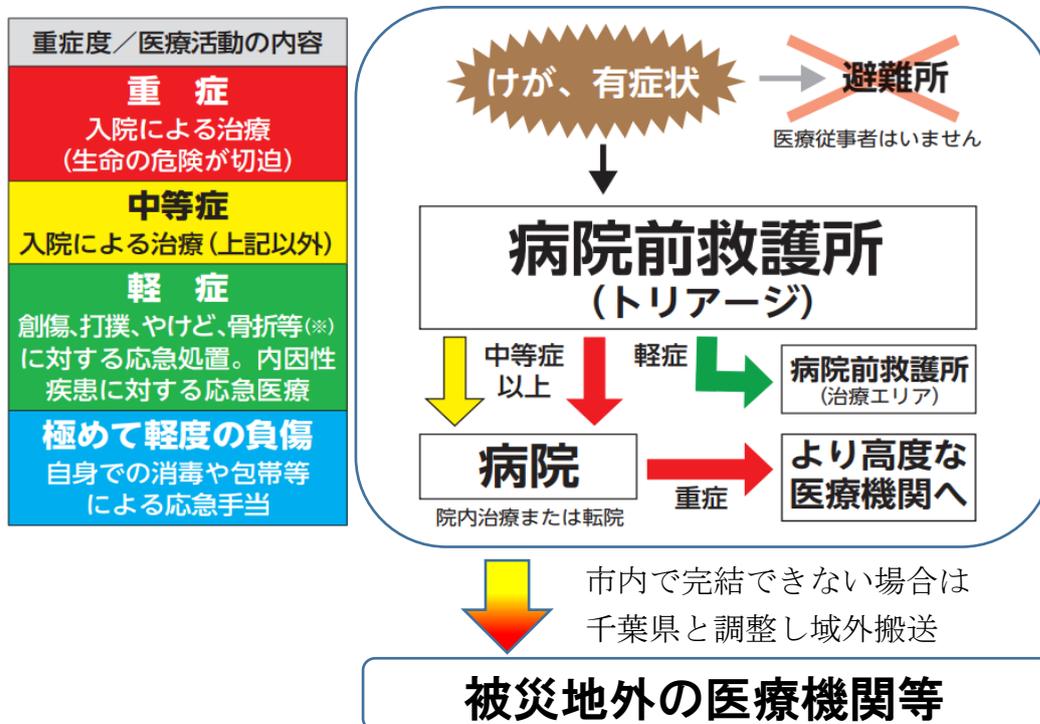


（千葉県災害医療救護計画 2015年3月より）

原則として、負傷者が発生した場合、一次救護（トリアージ・応急治療）、二次救護（中等症以上に対する病院での治療）については被災地域内で救護活動を展開する。被災地域内での対応が難しい場合には、三次救護として、周辺地域や遠隔地での治療を行うため、被災地域外に広域搬送することとしている。

(2) 船橋市の体制

阪神淡路大震災では、傷病者が病院に殺到することで、病院の診療機能が低下し、平時の救急医療が提供されていれば救命されたと考えられる「防ぎ得た災害死」が約500名発生した。救える命を確実に救うため、発災後48時間以内は、病院前救護所を設置する体制となっている。



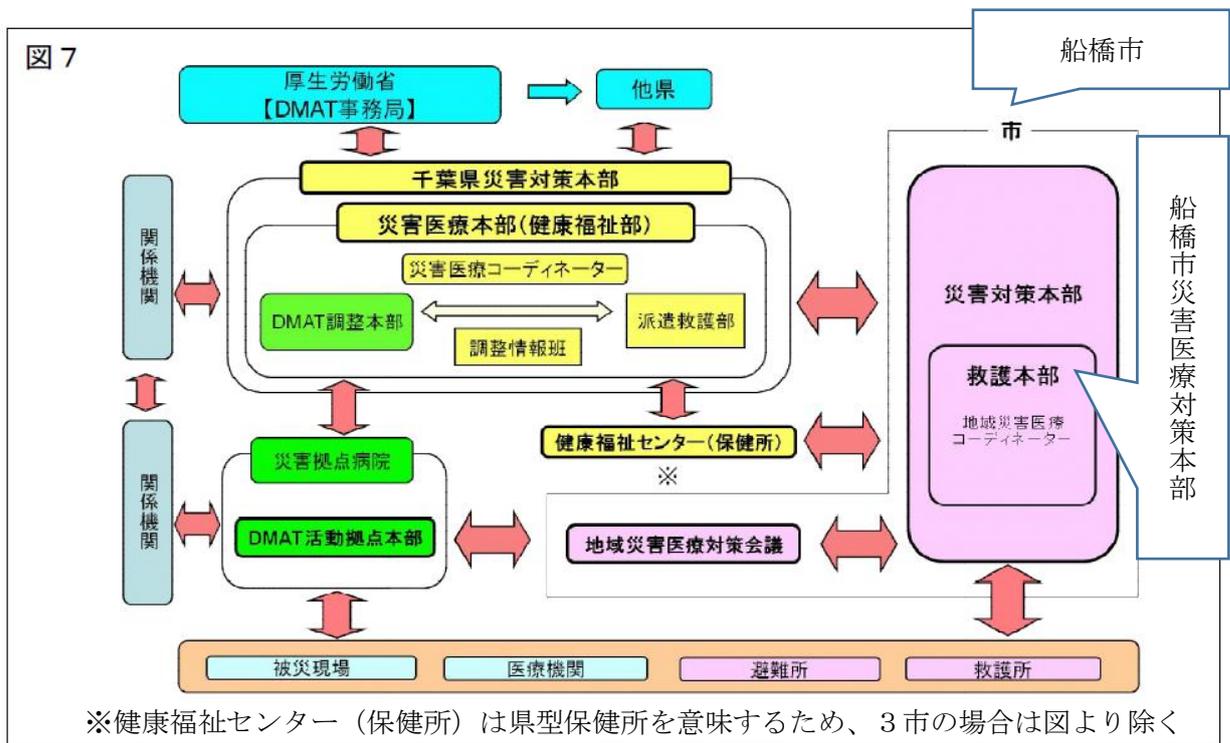
【災害医療救護施設】

区分		定義と主な機能
一次救護	病院前救護所 (発災後48時間以内、 災害医療協力病院の敷地 内9ヶ所)	市町村が設置する医療救護活動を行う施設・場所。 市町村が協定等を事前に締結することにより災害時 に救護活動を行う □ トリアージの実施、軽症者の受入れ
二次救護	災害医療協力病院 (市内9病院)	災害時において患者受入を行う医療機関を位置付け (2次救急病院) □ 中等症者、重症者の受入れ □ 重傷者の災害拠点病院への搬送及び広域搬送 への対応
	災害拠点病院 (船橋市立医療センター)	災害時に重篤患者の救命医療等を行う医療機関で、 国が示す基準に従い県が指定 □ 重症者の受入れ □ 広域搬送への対応 □ DMATの派遣、DMAT等医療チームの受入れ

第2章 千葉県と船橋市の役割分担

1. 千葉県と船橋市の関係

市町村は発災時から地域医療の復旧に至るまで、救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行うこととする。千葉県は市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。大規模災害が発生した場合には、広域的な活動調整と支援が必要となってくる。そのため千葉県においては、13市と8地域をこのような場合の広域的な活動調整の単位とし、効率的な救護活動の実施を図ることとしている。



（千葉県災害医療救護計画より抜粋・一部追加）

- (1) 習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、市原市を総称して「10市」とする。
- (2) 千葉市、船橋市、柏市を総称して「3市」とする。
- (3) 上記の10市及び3市を総称して「13市」とする。なお、単に「市町村」と記されている場合は県内のすべての市町村を指すこととする。
- (4) 印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津の各地域を総称して「8地域」とする。
- (5) 医療行為の必要性を伴う救助及び保護の活動を「医療救護活動」とし、「救護活動」も同義とする。

2. 船橋市災害対策本部と船橋市災害医療対策本部の関係

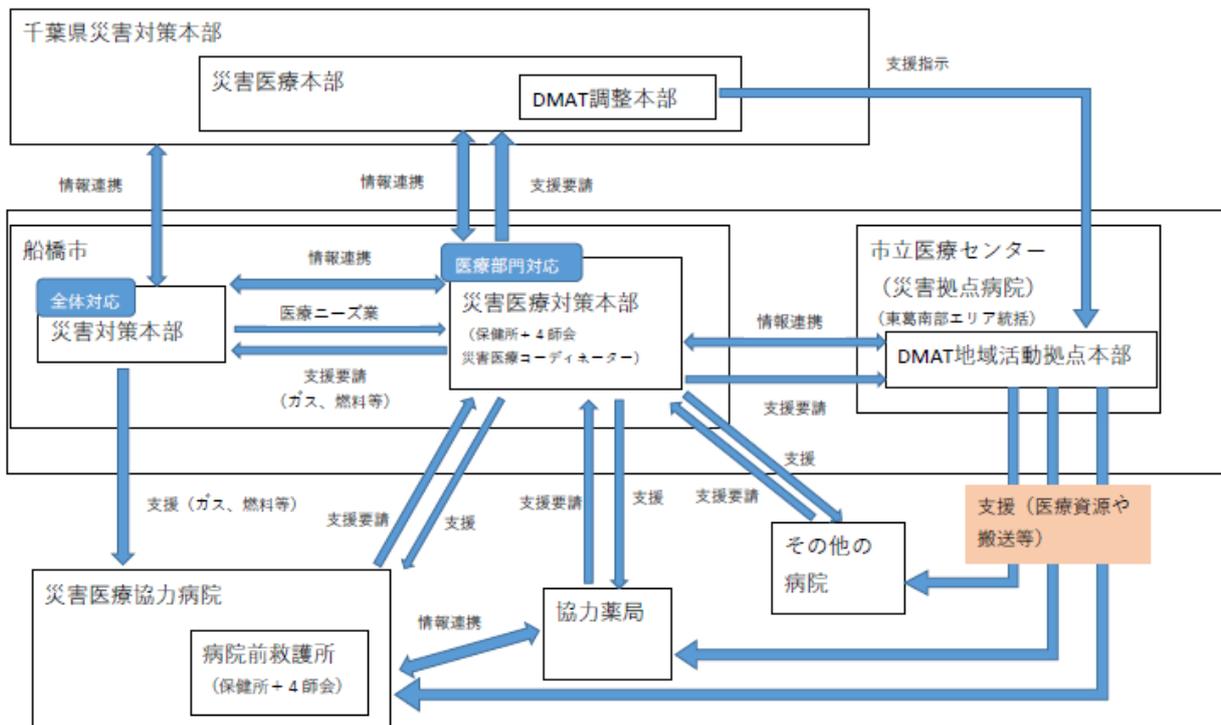
船橋市で災害が発生、または発生する恐れがある場合など、市長を本部長として、船橋市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置される。市災害対策本部は、市内の災害に関する情報を収集し、災害応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針を検討し、その方針に沿って災害応急対策等を関係機関と連携して実施する。

災害時に多くの傷病者が発生した場合に、迅速に医療救護活動を行うために、医療救護活動対応に特化した市災害医療対策本部を保健所長を本部長として設置する。

3. 船橋市災害医療対策本部

船橋市災害医療対策本部（以下「市災害医療対策本部」という。）は市災害対策本部の下部組織として形成され、医療機能全般を所管するもので、保健所が運営をする。保健所長は市災害医療対策本部を保健福祉センター2階に開設する。市災害医療対策本部は、最も尊重されるべき市民の生命を守るため、市域における災害時医療の指揮命令、調整を行う統括及び地域医療活動の継続、復旧を目的として活動する。市災害医療対策本部は、保健所長、保健所次長、保健所理事並びに船橋市地域災害医療コーディネーターにより構成されるが、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の代表者の協力を得ながら運営をする。

（船橋市地域防災計画より参考）



※病院前救護所は震度6弱以上で開設され、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の会員が医療従事者として参集する。

4. 関係機関・団体等の主な役割

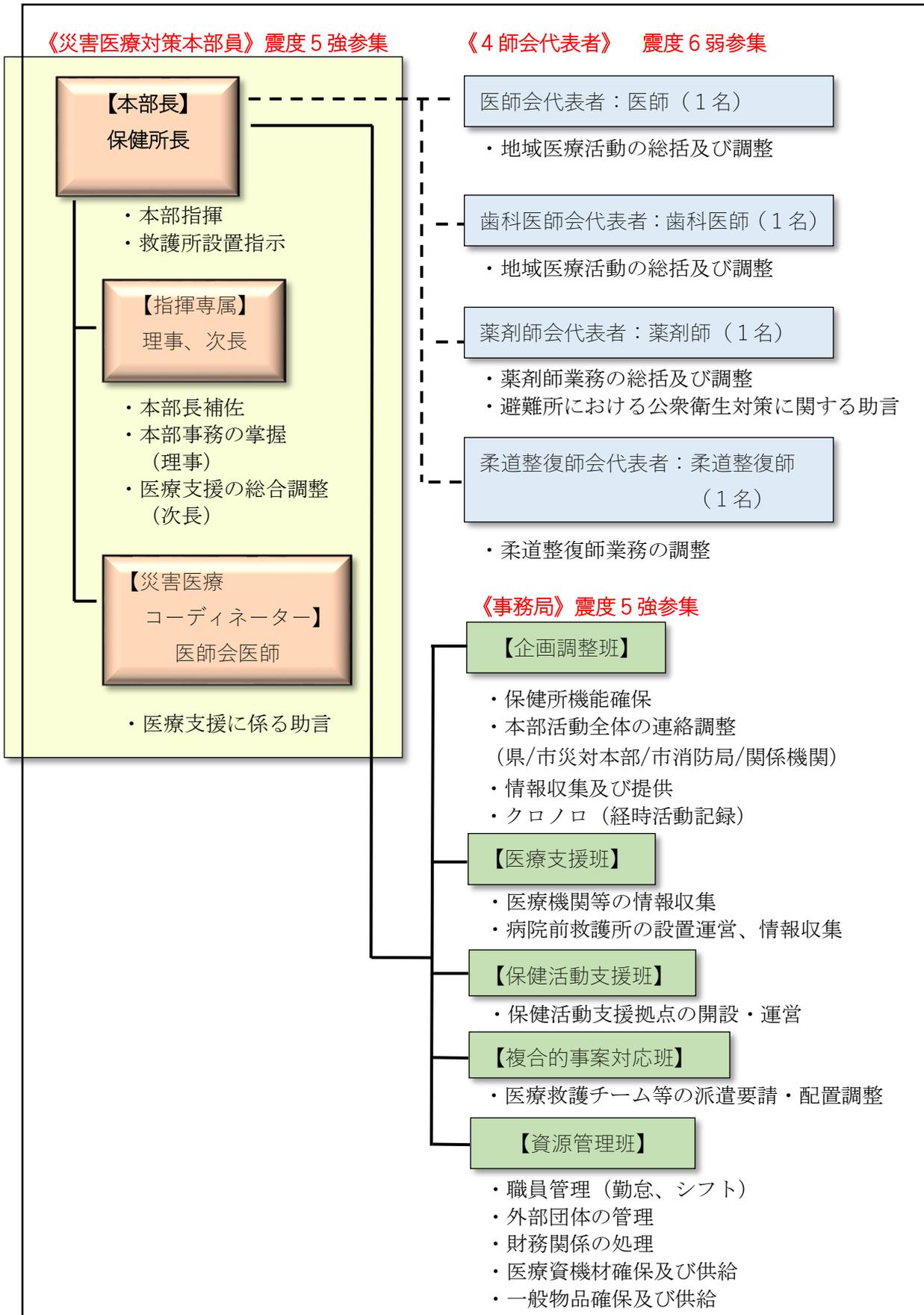
災害時の医療救護体制を確保するために、関係機関は次の役割を担う。

機関名		役割		
県	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全域の被災状況の把握 ・ 災害救助法の適用 		
	災害医療本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による対応が困難な場合や活動の強化が必要な場合は市町村に対し医療救護活動の応援 ・ 県内全域の医療救護活動について調整 ・ 県内外の医療機関等と適切な医療救護活動の実施のため必要な調整 		
	DMAT 調整本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内におけるDMAT活動方針の決定 ・ 他地域へのDMATの派遣要請 ・ 県内で活動するDMATの支援等 		
市	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋市における災害対策の意思決定 ・ 市内被災状況の把握 		
	災害医療対策本部 (保健所)	企画調整班	計画立案G 情報処理G	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所機能確保 ・ 本部活動全体の連絡調整 (県/市災対本部/市消防局/関係機関) ・ 情報収集及び提供 ・ クロノロ (経時活動記録)
		医療支援班	病院支援G 病院前救護所支援G	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の情報収集 ・ 病院前救護所の設置運営、情報収集
		保健活動支援班	避難所支援G 居宅支援G	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健活動支援拠点の開設・運営
		複合的事案対応班	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護チーム等の派遣要請・配置調整
		資源管理班	財務・職員管理G(人) 資材管理G(モノ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員管理(勤怠、シフト) ・ 外部団体の管理 ・ 財務関係の処理 ・ 医療資機材確保及び供給 ・ 一般物品確保及び供給
	消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救助活動 ・ 傷病者搬送手段の確保、応援要請 ・ 災害医療情報等、関係機関への伝達 		
災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内の災害対策本部設置 ・ E M I S への情報登録 ・ 重症患者の治療 ・ 自院で処置不可能な患者の他院への搬送 ・ 医療救護チームの派遣要請 ・ DMAT、JMAT及び医療救護チームの受入れ ・ 応急処置用資材の貸出 			
災害医療協力病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内の災害対策本部の設置 ・ 病院前救護所の設置 ・ E M I S への情報登録 ・ 重症患者等の治療 ・ 自院で処置不可能な患者の他院への搬送 			

病院前救護所	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージの実施 ・トリアージ緑を対象に応急処置及び処方 ・トリアージ黄、赤は院内搬送又は災害拠点病院への搬送調整
医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療対策本部への参集 ・病院前救護所へ参集 ・会員施設の被災状況を保健所へ報告 ・医療救護チームの調整・派遣（巡回診療） ・医療救護チームの活動状況等に関する情報収集・提供 ・災害医療コーディネーターの派遣
災害医療 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・被災患者の受入れやDMAT、JMAT及び医療救護チーム派遣に係る調整支援 ・医療救護チーム等の派遣実施の判断・指揮 ・災害医療の確保に関する助言・指導・連絡調整
歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療対策本部への参集 ・病院前救護所へ参集 ・会員施設の被災状況を保健所へ報告 ・歯科医師の調整・派遣（巡回診療） ・歯科医師の活動状況等に関する情報収集・提供
薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療対策本部への参集 ・病院前救護所へ参集 ・会員施設の被災状況を保健所へ報告 ・医薬品の調整・調達 ・医薬品集積センターの管理・払い出し等の人員調整
柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療対策本部への参集 ・病院前救護所へ参集 ・会員施設の被災状況を保健所へ報告
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集・伝達 ・避難誘導、緊急交通路の確保 ・行方不明者の捜索 ・遺体の身元確認・検視
病院 (災害拠点病院・災害医療 協力病院以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・院内の災害対策本部の設置 ・被災状況を保健所等へ報告（EMISへの情報登録） ・自院で処置不可能な患者の他院への搬送
診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会への被災状況の報告 ・病院前救護所へ参集 ・透析患者の治療（透析医療機関の場合） ・難病患者・精神病患者の治療 ・妊婦の治療
薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会へ被災状況の報告 ・医薬品集積センターの管理・払い出し業務従事 ・医薬品の調達（救護活動の支援）

第3章 災害医療対策本部の活動

1. 災害医療対策本部 組織図



2. 活動内容

災害医療対策本部は、市災害対策本部及び市消防局及び関係機関等と連携して、市内の災害医療体制の確立及び医療救護活動の総合調整を行う。

【事務分掌】

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
保健所長	第1災害医療対策班	衛生指導課／ 保健総務課／ 健康危機対策課 動物愛護指導センター	救助・救命期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設利用者の安否確認に関する事 ・ 所管施設の点検、復旧に関する事 ・ 保健活動本部を開設・運営し、保健活動地区本部毎に保健活動チームを編成すること ・ 災害医療対策本部の設置・運営に関する事 ・ 保健活動チームによる避難所や居宅における巡回の保健指導に関する事 ・ 避難者同伴のペットなどに関する事 ・ 避難所や居宅における精神保健活動に関する事 ・ 防疫活動に関する事 ・ 医薬品、資機材等の調達に関する事 ・ 医療・看護・助産・要配慮者支援等を行う専門ボランティアの受入れに関する事 ・ 医療機関との連絡調整に関する事 ・ 医療4団体との連絡調整に関する事
			復旧期	同上

【組織】

1 災害医療対策本部 本部員

- (1) 本部長：保健所長（医師）
 - ・ 本部の指揮、救護所設置の指示
- (2) 副本部長：保健所次長（医師）
 - ・ 本部長の補佐、医療支援の総合調整
- (3) 事務統括：保健所理事（事務）
 - ・ 本部長の補佐、本部事務の掌握
- (4) 災害医療コーディネーター：医師会医師（1名）
 - ・ 災害医療コーディネーターとしての助言

2 各師会の代表者：各組織と市との連絡及び調整

- (1) 医師会：医師1名 地域医療活動の総括及び調整
- (2) 歯科医師会：歯科医師1名 地域医療活動の総括及び調整
- (3) 薬剤師会：薬剤師1名 薬剤師業務の総括及び調整
- (3) 柔道整復師会：柔道整復師1名 柔道整復師業務の総括及び調整

3 本部事務局：保健所

- (1) 企画調整班
 - ・ 保健所機能確保
 - ・ 本部活動全体の連絡調整
(県/市災対本部/市消防局/関係機関)
 - ・ 情報収集及び提供

- ・ クロノロ（経時活動記録）
- (2) 医療支援班
 - ・ 医療機関等の情報収集
 - ・ 病院前救護所の設置運営、情報収集
- (3) 保健活動支援班
 - ・ 保健活動支援拠点の開設・運営
- (4) 複合的事案対応班
 - ・ 医療救護チーム等の派遣要請・配置調整
- (3) 資源管理班
 - ・ 職員管理（勤怠、シフト）
 - ・ 外部団体の管理
 - ・ 財務関係の処理
 - ・ 医療資機材確保及び供給
 - ・ 一般物品確保及び供給

【設置基準】

市が災害対策本部（非常第2配備）を設置したとき、または災害医療対策本部の参集基準（震度5強以上）に係る災害発生時

【本部指揮権 代行順位】

本部の設置及び指揮は本部長である保健所長が行うが、保健所長不在の場合などには、適切な者が指揮者となり対応する。意思決定の代行は下記の順位を基本としつつ、適切な者が行う。

- 第1順位 保健所理事
- 第2順位 保健所次長
- 第3順位 健康危機対策課長

【設置場所】

- 第1順位 船橋市保健福祉センター 大会議室
- 第2順位
- 第3順位

【活動事項】

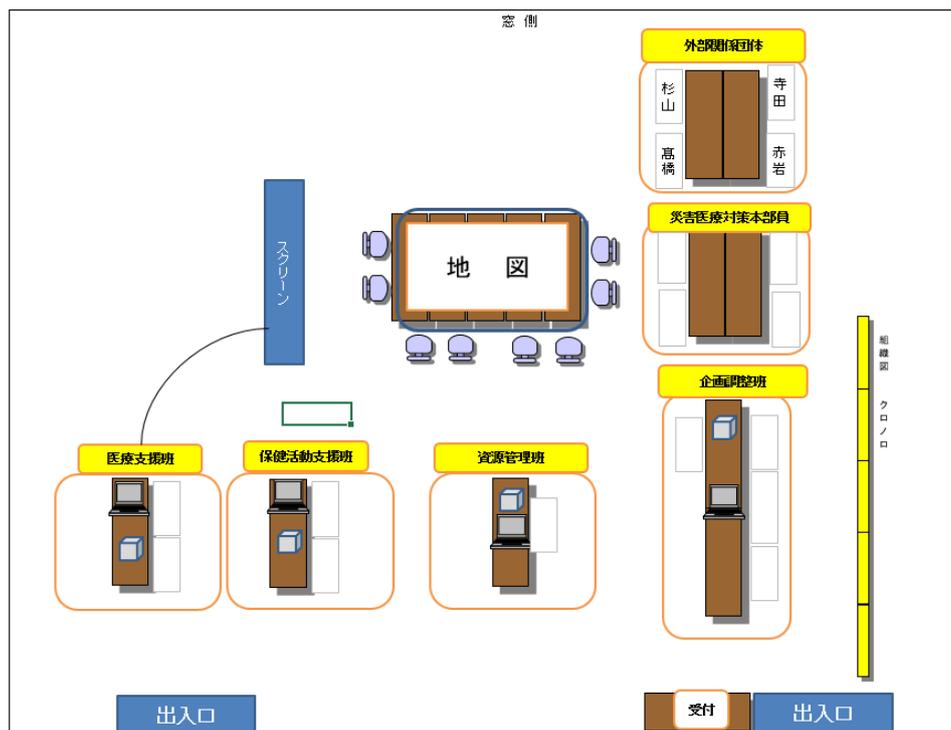
- (1) 四師会、医療施設等の被害状況及び稼動状況の把握
- (2) 被災地内の医療活動の調整・指示
- (3) 病院前救護所の設置・運営
- (4) 被災地外からの救護班・医療ボランティア等の派遣要請及び受入調整
- (5) 医薬品等の確保
- (6) 千葉県災害医療本部及びDMA T調整班との情報共有及び調整
- (7) 市災害対策本部への連絡及び調整
- (8) 市民への医療情報の広報

災害医療対策本部の業務内容

市	災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市における災害対策の意思決定 ・市内被災状況の把握 	
	災害医療対策本部 (保健所)	企画調整班	計画立案G 情報処理G	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所機能確保 ・本部活動全体の連絡調整 (県/市災対本部/市消防局/関係機関) ・情報収集及び提供 ・クロノロ (経時活動記録)
		医療支援班	病院支援G 病院前救護所支援G	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の情報収集 ・病院前救護所の設置運営、情報収集
		保健活動支援班	避難所支援 G 居宅支援G	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援拠点の開設・運営
		複合的事案対応班	-	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護チーム等の派遣要請・配置調整
		資源管理班	財務・職員管理 G (人) 資材管理 G (モノ)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員管理 (勤怠、シフト) ・外部団体の管理 ・財務関係の処理 ・医療資機材確保及び供給 ・一般物品確保及び供給
消防部		<ul style="list-style-type: none"> ・救急救助活動 ・傷病者搬送手段の確保、応援要請 ・災害医療情報等、関係機関への伝達 		

※詳細はマニュアル後編参照

災害医療対策本部レイアウト



3. 情報収集と伝達

1 医療施設等の被災状況・稼動状況の情報収集

災害発生時に、医療救護体制を迅速に確立させるためには、市内医療施設の被災状況及び稼動状況の情報収集が最も重要となる。市災害医療対策本部において、情報収集に努めることとする。

【具体的な方法】

千葉県広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）

災害発生時には、災害モードに切り替わる。参加医療機関の災害情報の入力（必要に応じて保健所が電話・MC A無線等で聞き取りを行い代行入力）及び患者搬送や救護班派遣の要請・支援情報を共有する。

【市内EMIS参加医療機関】

施設名	所在地	分類
青山病院	船橋市市場4-21-8	災害医療協力病院
いけだ病院	船橋市前原東1-6-4	一般病院
板倉病院	船橋市本町2-10-1	災害医療協力病院
大島記念嬉泉病院	船橋市三咲3-5-15	一般病院
北習志野花輪病院	船橋市習志野台2-71-10	災害医療協力病院
共立習志野台病院	船橋市習志野台4-13-16	一般病院
セコメディック病院	船橋市豊富町696-1	災害医療協力病院
総武病院	船橋市市場3-3-1	一般病院
高根台病院	船橋市高根台4-1-1	一般病院
滝不動病院	船橋市南三咲4-13-1	一般病院
千葉徳洲会病院	船橋市高根台2-11-1	災害医療協力病院
千葉病院	船橋市飯山溝町2-508	一般病院
東船橋病院	船橋市高根台4-29-1	災害医療協力病院
船橋北病院	船橋市金堀町521-36	一般病院
船橋市立医療センター	船橋市金杉1-21-1	災害拠点病院
船橋市立リハビリテーション病院	船橋市夏見台4-26-1	一般病院
船橋整形外科病院	船橋市飯山溝町1-833	一般病院
船橋総合病院	船橋市北本町1-13-1	災害医療協力病院
船橋中央病院	船橋市海神6-13-10	災害医療協力病院
船橋二和病院	船橋市二和東5-1-1	災害医療協力病院
栗園台リハビリテーション病院	船橋市滝台町94-22	一般病院
山口病院	船橋市西船5-24-2	一般病院
愛育レディースクリニック	船橋市習志野5-8-16	有床診療所
北原産婦人科	船橋市習志野台2-72-7	有床診療所
くらもちレディースクリニック	船橋市芝山3-1-8	有床診療所
鈴木レディースクリニック	船橋市松が丘1-18-5	有床診療所
船橋クリニック	船橋市夏見台2-16-16	有床診療所
船橋産婦人科クリニック	船橋市宮本2-2-2	有床診療所
船橋訪問クリニック	船橋市高根台3-15-5	有床診療所
東船橋クリニック	船橋市東船橋3-17-15	透析医療機関（無床）
船橋本町クリニック	船橋市本町6-4-24	透析医療機関（無床）
花輪クリニック	船橋市本町1-3-1	透析医療機関（無床）
北習志野花輪病院人工透析センター	船橋市習志野台2-71-10	透析医療機関（無床）
栗園台泌尿器科腎クリニック	船橋市栗園台6-1-1	透析医療機関（無床）
新西船クリニック	船橋市葛飾町2-380-2	透析医療機関（無床）
松上医院	船橋市三咲3-6-10	透析医療機関（無床）
南浜診療所	船橋市南本町6-5	透析医療機関（無床）

【医療施設からの情報収集内容】

- ・病院・診療所（歯科も含む）：被災状況（ライフライン）、診療可否、患者受入可能人数
- ・薬局等：被災状況（ライフライン）、医薬品供給可否

2 通信手段

- （1）衛星携帯電話：船橋市災害対策本部、船橋市保健所
- （2）MCA無線機：市医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会
災害拠点病院、災害医療協力病院
船橋市災害対策本部、保健所、各保健センター
- （3）電子メール：各関係部局
- （4）ファックス：各関係部局

3 市民への情報提供

市民への情報提供については、収集した情報を取りまとめて速やかに市災害対策本部や船橋市消防局（以下「市消防局」という。）へ報告した後、連携して情報提供に努める。

【情報提供の方法】

市ホームページ

4. 医療従事者の確保

災害医療対策本部は、災害による傷病者が多数発生した場合、救護所設置のための医療救護班要員の確保に努める。

【市医療救護班】

(1) 医師救護班

医師会は、災害医療対策本部の要請により、それぞれの担当救護所での医療救護活動を行うこととする。市の設置する病院前救護所運営の担当になっている会員は、自身の身の安全の確保後、決められた病院前救護所にて活動する。

(2) 歯科医師救護班

歯科医師会は、災害医療対策本部の要請により、歯科救護班による歯科救護活動を行うこととする。市の設置する病院前救護所運営の担当になっている会員は、自身の身の安全の確保後、決められた病院前救護所にて活動する。

(3) 薬剤師救護班

薬剤師会は、災害医療対策本部の要請により、薬剤師救護班による医療救護活動を行うこととする。市の設置する病院前救護所運営の担当になっている会員は、自身の身の安全の確保後、決められた病院前救護所にて活動する。

(4) 柔道整復師救護班

柔道整復師会は、災害医療対策本部の要請により、柔道整復師救護班による医療救護活動を行うこととする。市の設置する病院前救護所運営の担当になっている会員は、自身の身の安全の確保後、決められた病院前救護所にて活動する。

※参照「災害時における医療救護活動に関する協定書」

【災害時の医療ボランティアの受入】

医療・看護・助産・要配慮者支援等を行う専門ボランティアの受入れを行う

【市外医療救護班の要請・受入】

市内に必要な医療従事者の確保が困難である場合には、千葉県災害医療本部に医療救護班の派遣を要請する

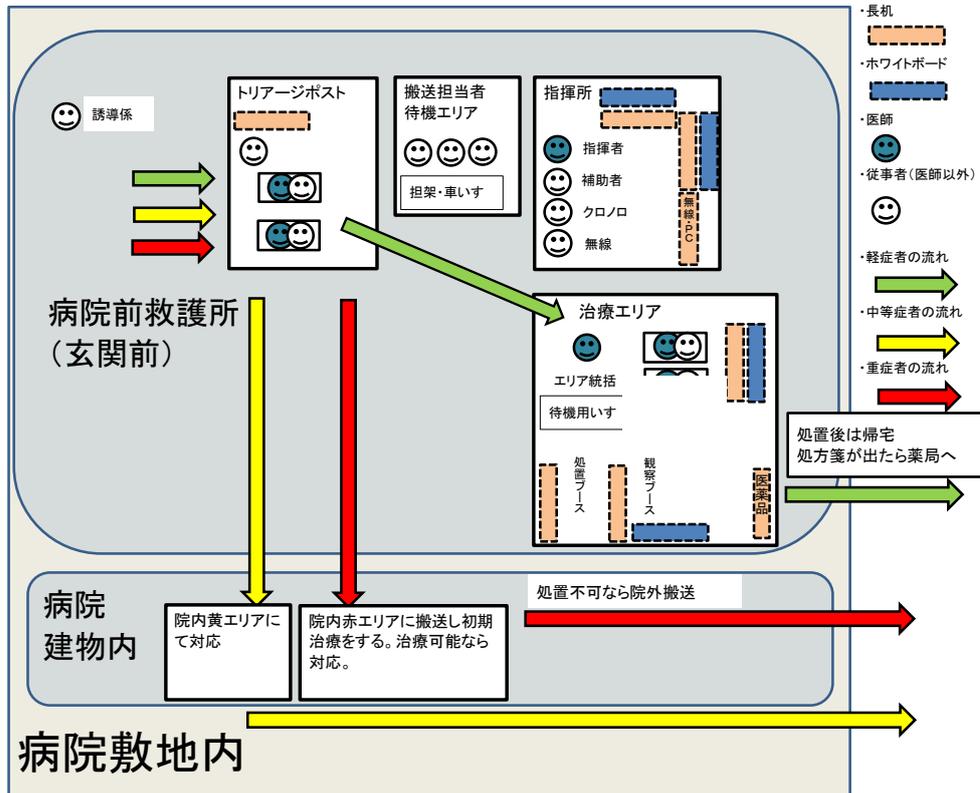
各師会の連絡先

師会	電話番号	FAX	MCA 無線
医師会	047-424-4771	047-423-7131	650
歯科医師会	047-424-4855	047-424-7783	651
薬剤師会	047-424-2330	047-424-5700	652
柔道整復師会	047-443-8600	047-443-8600	653

5. 病院前救護所の設置・運営

災害時、災害現場の傷病者や被災地内の傷病者に対して救護活動を行うため、市は病院前救護所を設置する。市は、発災後概ね48時間は必要に応じて病院前救護所を開設・運営する。

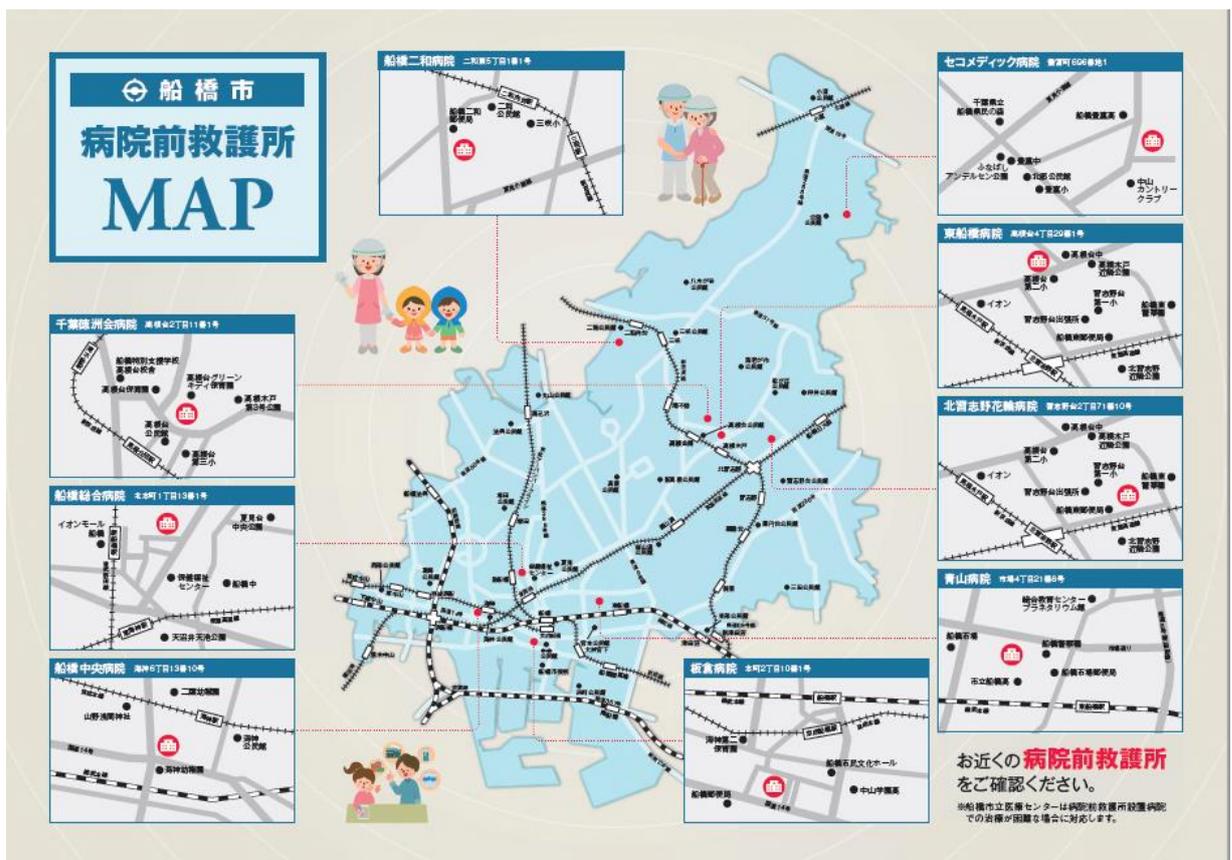
【病院前救護所のイメージ】



【病院前救護所の要点】

	病院前救護所
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後、多数発生する傷病者に対する迅速な医療の提供 ・トリアージによる重症度に合わせた医療を提供 ・病院前で実施することにより、病院の診療機能を確保
場所	・災害医療協力病院の敷地内
機能	<p>[概ね超急性期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トリアージ ・軽症者に対する治療 ・中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置
期間	・原則として、発災直後から超急性期（48時間程度）まで開設（病院等の状況から閉鎖を判断）

【病院前救護所開設場所】



【病院前救護所連絡先】

医療機関	住所	電話番号	MCA 番号
船橋中央病院	海神 6-13-10	047-433-2111	661
千葉徳洲会病院	高根台 2-11-1	047-466-7111	662
青山病院	市場 4-21-8	047-424-5511	663
船橋総合病院	北本町 1-13-1	047-425-1151	664
板倉病院	本町 2-10-1	047-431-2662	665
北習志野花輪病院	習志野台 2-71-10	047-462-2112	668
船橋二和病院	二和東 5-1-1	047-448-7111	669
東船橋病院	高根台 4-29-1	047-468-0011	670
セコメディック病院	豊富町 696-1	047-457-9900	671

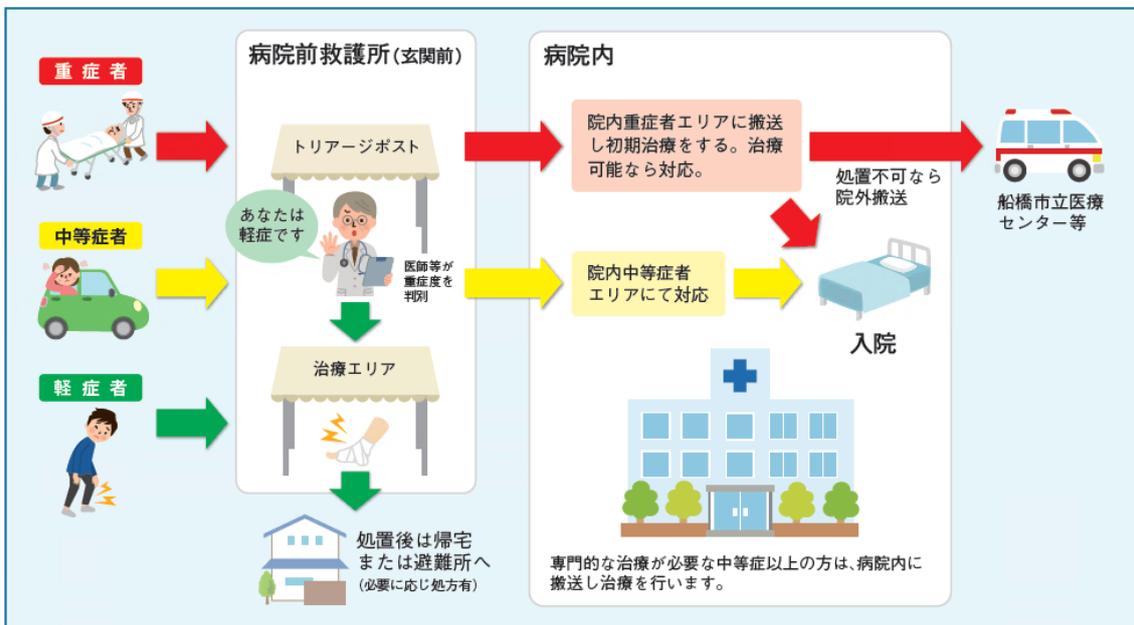
6. 医療機能の維持

医療機関は、災害時に発生する多くの傷病者に対応しなければならないが、被災地の限られた医療資源では、全ての傷病者に迅速に対応できない恐れがある。

災害拠点病院や災害医療協力病院は、主に重症者や中等症者など入院治療が必要な傷病者を受け入れる。

加えて専門的医療を行う診療（透析患者、妊産婦等）は、原則として継続するとともに、その他診療所等については、自院または病院前護所等において医療救護活動や診療にあたるものとする。

【超急性期の傷病者の流れ】



ア) 災害拠点病院

災害時、「災害拠点病院」の役割分担に応じて医療救護活動を行う。

【災害時における病院の役割分担】

機関名	役割分担		
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う。		
医療機関	住所	電話番号	MCA 番号
市立医療センター	金杉 1-21-1	047-438-3321	660 (救急) 659 (総務)

イ) 災害医療協力病院

災害時、「災害医療協力病院」の役割分担に応じて医療救護活動を行う。

【災害時における病院の役割分担】

機関名	役割分担		
災害医療協力病院	主に中等症者、重症者の収容・治療を行う。		
医療機関	住所	電話番号	MCA 番号
船橋中央病院	海神 6-13-10	047-433-2111	661
千葉徳洲会病院	高根台 2-11-1	047-466-7111	662
青山病院	市場 4-21-8	047-424-5511	663
船橋総合病院	北本町 1-13-1	047-425-1151	664
板倉病院	本町 2-10-1	047-431-2662	665
北習志野花輪病院	習志野台 2-71-10	047-462-2112	668
船橋二和病院	二和東 5-1-1	047-448-7111	669
東船橋病院	高根台 4-29-1	047-468-0011	670
セコメディック病院	豊富町 696-1	047-457-9900	671

ウ) 診療所・歯科診療所・薬局

診療所、歯科診療所及び薬局は、市地域防災計画に基づいて医療救護活動を行う。ただし、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続する。

【診療所・歯科診療所・薬局の種別と役割分担】

機関名	役割分担
診療所・歯科診療所	病院前救護所等において、診療・救護活動を行う。
薬局	災害医療協力薬局（災害時、市と取り決めをしている薬局）は開局し、それ以外の薬局は病院前救護所等で活動する。
専門的医療を行う診療所	原則として、診療を継続する。 （透析医療機関、産科及び有床診療所）

7. 医療救護チーム等の派遣要請と配置調整

ア DMAT（災害時派遣医療チーム）の派遣要請と配置調整

DMATとは、災害の発生直後の超急性期に活動を行う災害派遣医療チームであり、市はDMATの派遣が必要と判断した場合、千葉県医療整備課に派遣を要請する。

災害拠点病院等は、千葉県医療整備課より要請があれば、DMATを派遣し、要請がない場合でも、自らの判断でDMATを派遣する。その際は速やかに千葉県医療整備課に報告を行う。

市は、派遣されたDMATについて、DMAT活動拠点本部等と連携し、配置調整を行う。

イ 医療救護チーム等（日赤救護班、JMAT等）の派遣要請と配置調整

医療救護チームとは、日赤救護班、JMAT又は市医師会等より派遣された傷病者への応急処置、トリアージ等を行うチームであり、市は医療救護チーム等の派遣が必要と判断した場合、市医師会又は県保健医療調整本部に医療救護チーム等の派遣要請を行う。

市医師会、千葉県医療整備課は、市から要請があれば医療救護チーム等を派遣し、市は派遣された医療救護チーム等の体制を確認し、病院前救護所、避難所、福祉避難所へ連絡し、配置調整する。

ウ DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請と配置調整

DPATとは、大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チームであり、市はDPATの派遣が必要と判断した場合、千葉県医療整備課に派遣を要請する。

DPATを保有する病院は、県保健医療調整本部等より要請があればDPATを派遣する。市は県内外から派遣されたDPATについて、DPAT調整班等と連携し、配置調整を行う。

エ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請と配置調整

DHEATとは、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等を行う災害時健康危機管理支援チームであり、市はDHEATの派遣が必要と判断した場合、千葉県医療整備課に派遣を要請する。

千葉県医療整備課は、市から要請があればDHEATを派遣し、市は県内外から派遣されたDHEATについて、DHEAT調整班等と連携し、配置調整を行う。

【主な保健医療活動チームと県派遣調整担当】

支援チーム	調整担当	連絡先
DMAT (災害時派遣医療チーム)	千葉県医療整備課	043-223-3886
医療救護チーム (日赤救護班、JMAT等)	千葉県医療整備課	043-223-3886
DPAT (災害派遣精神医療チーム)	千葉県医療整備課	043-223-3886
DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)	千葉県医療整備課	043-223-3886

8. 保健活動支援拠点の開設・運営

船橋市保健福祉センター内に保健活動支援拠点を開設・運営し、保健活動地区拠点（保健センター）ごとに保健活動チームを編成する。

※市民の命を守る活動に優先的に従事するため、保健師は発災後48時間以内は下記の活動場所に参集する。

- ①保健福祉センター（災害医療対策本部）
- ②病院前救護所
- ③各保健センター（保健活動地区拠点）